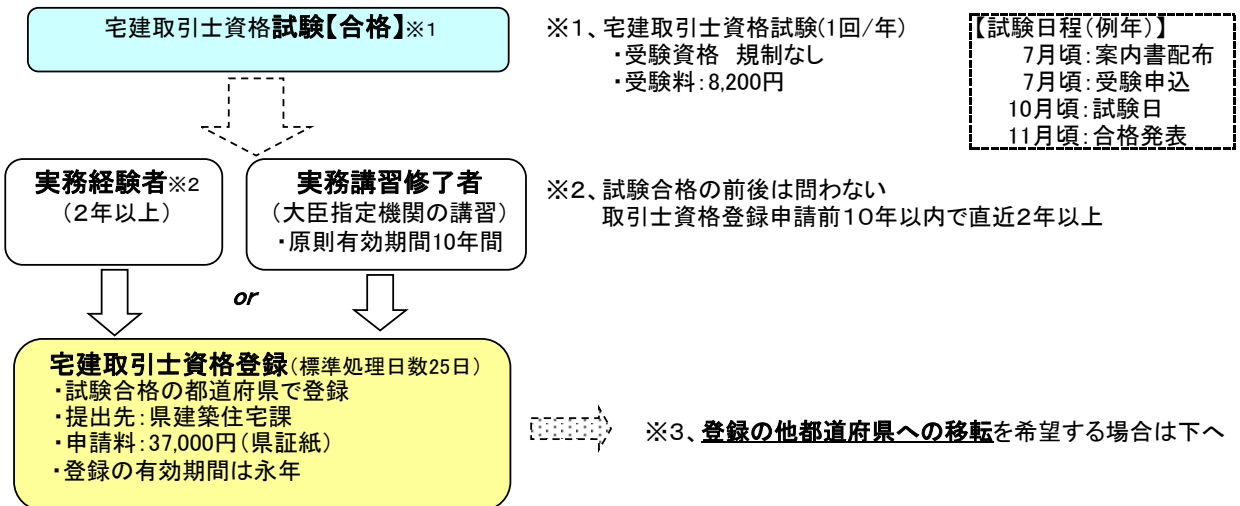


宅地建物取引士資格試験合格から取引士証交付までの流れ

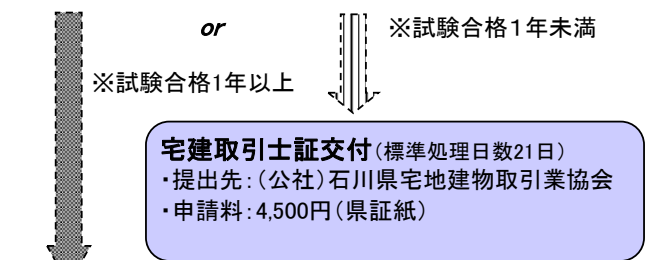


※1、宅建取引士資格試験(1回/年)
 ・受験資格 規制なし
 ・受験料: 8,200円

【試験日程(例年)】	
7月頃	案内書配布
7月頃	受験申込
10月頃	試験日
11月頃	合格発表

※2、試験合格の前後は問わない
 取引士資格登録申請前10年以内で直近2年以上

※3、登録の他都道府県への移転を希望する場合は下へ



法定講習の他都道府県での受講

- ①講習実施機関に受講が可能か確認
- ②法定講習の他県受講承認願を作成(様式は石川県建築住宅課ホームページよりダウンロード)
- ③返信用封筒を添付し、建築住宅課へ申請
- ④受講承認が送付され、県外で法定講習を受講
- ⑤法定講習実施機関が受講証明書を発行

法定講習受講

- ・取引士証交付申請前6ヶ月以内の受講
- ・実施機関: (公社)石川県宅地建物取引業協会
- ・県外での講習受講の場合は事前に県の承認が必要

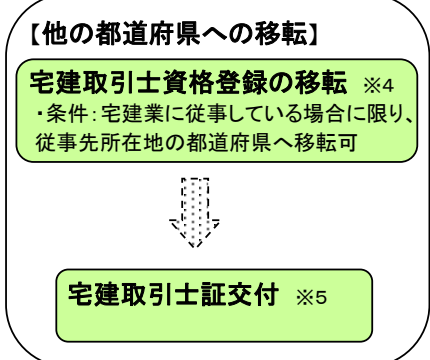
県外受講の場合

受講証明書と合わせて申請

宅建取引士証交付 (標準処理日数21日)

- ・提出先: (公社)石川県宅地建物取引業協会
- ・申請料: 4,500円(県証紙)

※3 他都道府県への登録の移転



※4、他都道府県への登録移転
 ・提出先→移転元(石川県土木部建築住宅課)
 ・申請料8,000円: 移転先都道府県での納付方法による(要確認)

※5、証交付申請
 ・移転と取引士証交付申請を同時に行う場合は、移転元の都道府県に同時に提出
 ・申請料4,500円: 移転先都道府県での納付方法による(要確認)
 ①新規交付・・・5年の有効期間で交付(試験合格から1年未満場合に限り、1年以上の場合は、登録移転後、改めて移転先に交付申請すること。)
 ②登録移転交付・・・移転前に取引士証を有している場合で、残りの期間を有効期間とした証の交付